

仕様書

1. 件名

高崎量子技術基盤研究所ネットワークシステムのリース

2. 目的

本件は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下、「QST」という）の高崎量子技術基盤研究所ネットワークシステムのリースを行うものである。

3. 納入物品

高崎量子技術基盤研究所ネットワークシステム 一式

高崎量子技術基盤研究所ネットワークシステムの保守 一式

4. 調達方式

リースとする。

リース機器および保守の期間は、令和8年3月1日から令和13年2月28日（60カ月）までとする。なお、リース費用には新規機器の搬入、据付調整等の諸経費、リース期間満了後における本調達機器等の購入（買取）費用およびリース期間中の保守費用を含めた契約とすること。

5. 設置場所

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構高崎量子技術基盤研究所

〒370-1292 群馬県高崎市綿貫町 1233

6. 仕様

6.1. 全体構成

高崎量子技術基盤研究所ネットワークシステムは、「別紙 高崎量子技術基盤研究所ネットワークシステムのリース 詳細仕様書」のネットワーク構成図に示す機器等で構成し、納入する機器については機器構成表に基づくこと。なお、運用性を考慮し、ネットワークスイッチは同一メーカーの製品であること。

6.2. 移行・設置に伴う作業

- (1) 既設のスイッチを取り外し、納入する各機器に更新すること。なお、本契約で取り外した各機器はQSTの担当者が指定した場所へ移動すること。
- (2) 各機器の設定は現行の状態を踏襲するものとする。必要となるコンフィグ情報はQSTから提供する。
- (3) 既設の電源配線、光ケーブル、LAN ケーブル以外に必要な備品等については、受注者

が整備すること。ただし、据付調整実施前に QST の担当者と事前に打ち合わせを行い、その指示に従うこと。

- (4) 納入物品の搬入について、QST の担当者と事前に打ち合わせを行うこと。
- (5) QSTのネットワーク環境を考慮したパラメータ設定表（案）および作業工程表を作成し、QSTの担当者と協議の上、設定作業（調整作業も含む）を実施すること。また、納入物品の設置および設定にあたって必要な情報がある場合には、QSTの担当者へ申し出ること。
- (6) 納入時に発生した梱包箱等の不要品については、受注者の責任において破棄すること。
- (7) 現地作業を実施する場合は、搬入 2 週間前までに作業工程表を提出し、QST の担当者による確認を得ること。なお、作業工程については、通信停止時間を最小に留めるよう考慮すること。
- (8) 搬入・据付作業時は、他の機器・設備に損傷を与えないよう十分注意すること。万一そのような事態が発生した場合は、遅滞なく QST 担当者へ報告し、その指示に従って速やかに原状回復すること。
- (9) QST の担当者が指示する既設ネットワーク機器および光ケーブルを、納入物品と接続すること。
- (10) 作業責任者は、作業日毎に作業報告書を提出すること。
- (11) 移行作業については、連続する 2 日間の休日（9:00-17:00）に行うこと。
- (12) 更新作業後、翌営業日は不具合が生じた場合にオンサイトで対応すること。
- (13) 更新作業について疑義が生じた場合は QST 担当者と協議の上作業を実施すること。

7. 提出図書

下記の書類を提出すること。提出する媒体は紙媒体 2 部、電子データ 1 部とする。

- 1) 作業工程表（契約締結後速やかに）
- 2) 作業員名簿（更新作業実施の 1 週間前）
※作業員に変更があった場合は、都度提出すること。
- 3) 作業手順書（作業の 1 週間前）
- 4) 検査要領書（検査の 1 週間前）
- 5) 完成図書（検査日までに）
※完成図書には以下を含めること
 - (1) 作業報告書
 - (2) 機器構成表
 - (3) パラメータ設定表
 - (4) 試験成績書
 - (5) システムのマニュアル
 - (6) 運用手順書
 - (7) サポート体制表

(8) その他の必要な書類

以上の資料を紙媒体 2 部、電子媒体 1 部を提出すること。

8. 検査条件

QST職員が、以下の要件を満たしていること確認したことをもって検査合格とする。

- 1) 検査日までに「6. 仕様」で要求する設置・設定作業が完了していること。
- 2) 受注者の自主検査による正常動作確認後、検査要領書に基づき、受注者と QST 担当者による検査を行うこと。
- 3) 検査日までに「7. 提出図書」で要求する書類を全て提出していること。

9. その他

- 1) 受注者は、ISMS (ISO/IEC 27001 または JIS Q 27001) 認証を取得していること。
また、適用範囲に情報システムの設計、構築等の内容が含まれていること。
- 2) 受注者は、QST の情報セキュリティポリシーを順守すること。
- 3) 受注者は、本件で取得した QST の情報を、QST の許可なしに本件の目的以外に利用してはならない。本件の終了後も同様とする。
- 4) 受注者は、本件で取得した QST の情報を、QST の許可なしに第三者に開示してはならない。本件の終了後においても同様とする。
- 5) 本件の履行に当たり、受注者は従業員又はその他の者によって、QST が意図しない変更が加えられることの無い管理体制を整えること。
- 6) 本件の履行に当たり、情報セキュリティ確保の観点で、受注者の資本関係・役員等の情報、本件の実施場所、業務を行う担当者の所属・専門性 (情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報を求める場合がある。受注者はこれらの要求に応じること。
- 7) 本件に係る情報漏洩などの情報セキュリティインシデントが発生した際には、速やかに QST 担当者に連絡し、その指示のもとで被害拡大防止・原因調査・再発防止措置などを行うこと。
- 8) 受注者は、QST から本件で求められる情報セキュリティ対策の履行状況を QST からの求めに応じて確認・報告を行うこと。またその履行が不十分である旨の指摘を受けた場合、速やかに改善すること。
- 9) 受注者は、機器、コンピュータプログラム、データ及び文書等について、QST の許可なく QST 外部に持ち出してはならない。
- 10) 受注者は、本件の終了時に、本件で取得した情報を削除または返却すること。また、取得した情報が不要になった場合も同様とする。
- 11) 本件で作成された著作物 (マニュアル、コンピュータプログラム等) の所有権は、QST に帰属するものとする。
- 12) 本件の履行に当たり、その業務の一部を再委託するときは、軽微なものを除き、あ

らかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額等について記載した書面を QST に提出し、承諾を得ること。その際受注者は、再委託した業務に伴う当該相手方の行為について、QST に対し全ての責任を負うこと。

- 13) 本契約に置いて、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- 14) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。
- 15) 仕様書及び「別紙 高崎量子技術基盤研究所ネットワークシステムのリース機器の更新 詳細仕様書」上疑義が生じた場合は、QST 担当者と協議の上決定するものとする。

（要求者）

部課名：情報基盤管理部 IT 運用・学術情報課

氏 名：小畑 欣也